

2018年8月29日

欧州連合 e-Privacy 規則案(e-Privacy 指令 2002/58/EC の改正案)¹上の通信の秘密について

丸橋

EU の e-Privacy 規則案は、e-Privacy 指令を改正して、直接各国に適用される規則としたものである。通信の秘密(confidentiality of communications)の概念については、現行 e-Privacy 指令のそれを縮小するものではなく、基本権憲章 7 条・8 条及び GDPR との関係性を明確化した上で、強化し、構成国各国における統一的保護を図っている。

以下、提案書の関連箇所、規則案条項について引用する（強調筆者付加）。

○提案書説明用覚書

1.1 提案の理由及び目的

「電子プライバシー指令は基本権と自由の保護、特に電子通信分野における私生活の尊重、通信の秘密及び個人データの保護を確保する。それは EU 域内の電子通信のデータ、機器及びサービスの支障の無い移転も保障している。それは欧州連合の二次法として欧州基本権憲章（以下「憲章」という。）により保障されている私生活の尊重に関する基本権の通信に関する側面を実装するものである。」

2.2 補完性

「通信の尊重は憲章により認められている基本権である。電子通信の内容は、通信に関連するエンドユーザに関する高度に機微な情報を露呈し得る。同様に、CJEU が明示的に判示²したとおり、電子通信により生成されるメタデータも大変機微かつ私的な情報を暴露し得る。構成国の過半数も、特別な憲法的権利として通信を保護する必要性を認定している。本権利が侵害されないことを確保する方針を構成国が立法することは可能であるとはいえ、欧州連合の法規が無ければそれを統一的に達成することができず、電子通信の利用に関連する個人データ及び非個人データの国境を越える流通への制限を創出してしまふ。最後に、GDPR との整合性を維持するために、電子プライバシー指令を見直し、2 つの文書を同一線上のものとするための措置を講ずる必要がある。」

3.6 基本権への影響

「本提案は、憲章第 7 条及び第 8 条にしたがって、電子コミュニケーションに関係して処理されるプライバシーと個人データの保護のレベルをより効果的で増大させること及びより大きな法的確実性を確保することを目的とする。本提案は GDPR を補完し、具体化するものである。通信の秘密の効果的な保護は、表現と情報の自由の行使及び、たとえば個人データの保護に関する権利または思想、良心及び宗教の自由のようなその他の権利の行使に不可欠である。」

¹ Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications) (COM(2017) 10 final) 以下、邦文訳 丸橋透=夏井高人「指令 2002/58/EC の改正案 [参考訳]」法と情報雑誌 2 巻 4 号(2017)を引用した。

² Joined Cases C-293/12 and C-594/12 *Digital Rights Ireland and Seitlinger and Others*, ECLI:EU:C:2014:238; Joined Cases C-203/15 and C-698/15 *Tele2 Sverige AB and Secretary of State for the Home Department*, ECLI:EU:C:2016:970.

○規則案前文

前文(1)

欧州連合基本権憲章（以下「憲章」という。）の第 7 条は、全ての者の、彼または彼女の私的な生活、家庭の生活、住居及び通信を尊重する基本的な権利を保護している。人の通信のプライバシーに対する尊重は、この権利の重要な側面の 1 つである。電子通信の秘密は、いつ、どこへ向けて、誰に対し、その通信が送信されたのかを含め、通信当事者間で交換される情報及びその通信の外部要素が通信に關与する当事者以外の者に対して暴露されないことを確保する。秘密の原則は、…インターネットアクセスを介して提供される個人メッセージを含め、現在及び将来の通信手段に対して適用されなければならない。

前文(2)

電子通信の内容は、個人の経験及び感情から健康状態、性的嗜好及び政治的な意見に至るまで、その通信に關与する自然人に関する高度に機微の情報を暴露し得るものであり、その情報の開示は、人的及び社会的な被害、経済的な損失または信用の失墜を招き得るものである。同様に、電子通信から得られるメタデータもまた、非常に機微で私的な情報を暴露し得る。そのメタデータは、…訪問したウェブサイト、…地理的な位置、時刻、日付及び接続時間を含むものであり、その者の社会的關係、その者の日々の生活での習慣及び活動、その者の興味、分別等のような、その電子通信に關与する者の私生活に關して、子細な判断結果を導き出すことのできるものである。

前文(12)

接続された機器及び機械は、次第に、電子通信ネットワークを用いて相互に通信するようになってきている（モノのインターネット）。機械と機械との間の通信の送信は、ネットワーク上での信号の伝送を含むものであるので、一般に、電子通信サービスを構成する。プライバシーの権利及び通信の秘密の完全な保護を確保し、そして、デジタル単一市場における信頼できる安全なモノのインターネットを促進するために、この規則が機械と機械との間の通信の送信に対して適用されなければならないことを明確にする必要がある。それゆえ、この規則において掲げられている秘密の原則は、機械と機械との間の通信の送信に対しても適用されなければならない。例えば、指令 2014/53/EU のような分野別の立法に基づいて、個別の安全性確保措置を採択することもできるであろう。

前文(14)

電子通信データは、送信または交換される内容に關係する情報（電子通信コンテンツ）並びに電子通信コンテンツを送信し、配信し、もしくは、交換できるようにする目的のために処理される電子通信サービスのエンドユーザと關係する情報（通信の発信地及び到達地を追跡し特定するために用いられるデータ、地理的な位置、並びに、通信の日付、時刻、期間及びタイプを含む）を包含させるために十分に広く技術的に中立な方法で定義されなければならない。そのような信号及び関連データが、衛星通信ネットワーク、ケーブルネットワーク、固定式（インターネットを含め、回線・パケットスイッチ方式）及び移動体の地上ネットワーク、送電線システムを含め、有線、無線、光もしくは電磁的な手段のいずれによって伝送されるものであるとしても、そのような信号と關係するデータは、電子通信メタデータとして解

積されるべきであり、それゆえ、この規則の条項の適用対象とされなければならない。電子通信メタデータは、その情報が電子通信コンテンツの送信、配信または交換の目的のために処理される場合には、そのサービスへの加入申込の一部である情報を含むことができる。

前文(15)

電子通信データは、秘密のものとして取り扱われなければならない。このことは、人間による直接の介入の場合であるか、機械装置による自動処理の介入によるかを問わず、全ての通信当事者の同意のない電子通信データの送信への干渉が禁止されなければならないということの意味する。通信の傍受の禁止は、その通信の伝送中に、換言すると、意図された受信者によってその電子通信の内容が受信されるまでの間に適用される。電子通信データの傍受は、例えば、通信当事者以外の誰かが、通信の交換以外の目的で、通話を聴取し、電子通信の内容または関連するメタデータを閲読、調査または記録保存する場合に起きる。…それ以外の傍受の例の中には、エンドユーザの同意なく、ブラウジング行動を含め、暗号化されていない無線ネットワーク及びルータからペイロードのデータもしくはコンテンツデータをキャプチャすることが含まれる。

前文(17)

電子通信データの処理は、企業、消費者及び社会全体にとって有用なものであり得る。指令 2002/58/EC と比較して、この規則は、電子通信サービスのプロバイダにとって、エンドユーザの同意に基づいて、電子通信メタデータを処理することのできる余地を拡大している。しかしながら、エンドユーザは、そのオンラインの行動を含め、彼らの通信の秘密を特に重視しており、そして、彼らは、通信の伝送以外の目的のための電子通信データの利用を制限することを望んでいる。それゆえ、この規則は、電子通信サービスのプロバイダに対して電子通信メタデータの処理のためにエンドユーザの同意を得ることを求めるものとしなければならない。そのメタデータは、そのサービスへのアクセス及び接続を認め、維持するために生成される、装置の位置に関するデータを含めるものとしなければならない。電子通信サービスの提供の過程以外の場面で生成される位置データは、メタデータであるとはみなされない。…ある種の電子通信メタデータの処理が、とりわけ、新たな技術を用いる処理が、処理の性質、適用範囲、処理過程及び目的を考慮に入れた上で、自然人の権利及び自由に対する高度のリスクを発生させる可能性がある場合には、規則(EU) 2016/679 の第 35 条及び第 36 条に従い、処理の開始前に、データ保護影響評価、及び、そのような場合であり得るときは、監督官との協議を行わなければならない。

○規則案本文

第 1 条 適用対象事項

1. この規則は、電子通信サービスの提供及び利用における自然人及び法人の基本的権利及び自由、とりわけ、私生活及び通信の尊重の権利、並びに、個人データの処理と関連する自然人の保護に関する規則を定める。
2. この規則は、私生活及び自然人及び法人の通信の尊重並びに個人データの処理と関連する自然人の保護と関連する理由によって制限されることも禁止されることもない、欧州連合内における電子通信データ及び電子通信サービスの支障のない移転を確保する。

3. この規則の条項は、第1項及び第2項に述べる目的のための特別の規則を定める規則(EU) 2016/679を特化し、補完する。

第4条 定義

3. 以上に加えて、この規則の目的のために、以下の定義が適用される：

- (a) 「電子通信データ」とは、電子通信コンテンツ及び電子通信メタデータのことを意味する；
- (b) 「電子通信コンテンツ」とは、文、声、動画、画像及び音のような、電子通信サービスによって交換される内容のことを意味する；
- (c) 「電子通信メタデータ」とは、電子通信コンテンツの送信、配信または交換の目的のために電子通信ネットワーク内において処理されるデータを意味し；通信の発信地及び到達地を追跡し特定するために用いられるデータ、電子通信サービスを提供する過程において生成される装置の位置に関するデータ、並びに、通信の日付、時刻、持続期間及びタイプを含む；

第5条 電子通信データの秘密

電子通信データは、秘密のものである。この規則によって許容される場合を除き、聴取、タッピング、記録保存、モニタリング、スキャンニング、または、それ以外の種類の電子通信データの傍受、サーベイランスもしくは処理のような、電子通信データに対する干渉は、禁止される。

第6条 電子通信データの許容される処理

1. 電子通信ネットワーク及び電子通信サービスのプロバイダは、以下の場合には、電子通信データを処理することができる：

- (a) 通信の伝送を完了するために必要な場合、その目的のために必要な期間内；または
 - (b) 電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの安全性を維持するため、もしくは、回復するため、または、電子通信の伝送における失敗及びまたはエラーを検出するために必要な場合、その目的のために必要な期間内。
2. 電子通信サービスのプロバイダは、以下の場合には、電子通信メタデータを処理することができる：
- (a) [欧州電子通信法を制定する指令]または規則(EU) 2015/2120 によって義務として要求されるサービスの品質に適合する必要な場合、その目的のために必要な期間内；または
 - (b) 課金、相互接続料金の計算、不正行為もしくは濫用的な利用の検出及び阻止、または、電子通信サービスへの加入のために必要な場合；または
 - (c) 関係するエンドユーザが、当該エンドユーザに対する特別のサービスを提供する目的を含め、1または複数の特定された目的のために、彼または彼女の通信メタデータの処理について彼または彼女の同意を与えた場合。ただし、処理する情報を匿名化すると関係する目的を達成することができなくなる場合に限る。

第11条 制限

1. 欧州連合または構成国の法律は、その制限が基本的な権利及び自由の根幹を尊重するものであり、かつ、規則(EU) 2016/679の第23条第1項(a)ないし(e)に示す1もしくは複数の一般的な公共の利益を防

護するために民主主義社会において必要であり、適切であり比例的な措置である場合、または、そのような利益のための公的権限の行使と関係する監視権限、調査権限もしくは規制権限である場合には、第5条ないし第8条に定める義務及び権利の適用範囲を立法措置によって制限することができる。

○規則(EU) 2016/679(GDPR)³の第23条第1項(a)ないし(e)

1. データの管理者若しくは処理者が服するEU法又は加盟国の国内法は、その制限が基本的な権利及び自由の本質的部分を尊重するものであり、かつ、以下の対象を保護するために民主主義社会において必要かつ比例的な措置である場合、第12条から第22条に定める権利及び義務に対応するそれらの法律の条項範囲内で、立法措置によって、第12条から第22条及び第34条並びに第5条に定める義務及び権利の適用範囲を制限できる：

(a) 国家安全保障。

(b) 防衛。

(c) 公共の安全。

(d) 公共の安全への脅威からの保護及びその防止を含め、犯罪行為の防止、捜査、検知若しくは訴追又は刑罰の執行。

(e) EU又は加盟国の一般的な公共の利益の上記以外の重要な対象、特に、通貨、予算及び税務上の事項を含め、EU又は加盟国の重要な経済的な利益若しくは財政上の利益、公衆衛生及び社会保障。

※同「(i) データ主体の保護、又は、その他の者の権利及び自由の保護」は、e-Privacy規則上、制限できる対象になっていない。

以 上

³ 個人情報保護委員会仮訳 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf> より引用